

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人清心会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心会(以下「法人」という。)の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬等とは、報酬及び職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)、交通費等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給することができる。

(1) 理事・監事

1日4時間以内 10,000円

1日4時間以上 20,000円

(2) 評議員

1日4時間以内 5,000円

1日4時間以上 10,000円

2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 役員のうち、職員として本法人より給与等を受けている者に対しては、報酬は支給しない。

(旅費交通費等)

第4条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり旅費交通費等を支給することができる。

(1) 交通費

① 公共交通機関を使用する場合 実費

② 自家用車を使用する場合 15円×距離数(キロ)

(2) 宿泊費 実費

(3) その他の費用 用務に使用した経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は、月の初日から月の末日までの分について翌月20日に本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支給する。ただし、報酬等支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時はその前日に支給する。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の制定、改廃は評議員会の決議をもって行う。

附則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。